

会議録

会議名	令和5年度第3回 八潮市子ども・子育て支援審議会	場 所	八潮市立保健センター 大会議室（2階）
日 付	令和5年12月21日（木）	時 間	午後2時00分～ 午後3時25分
出席者	委 員	堀委員長、小倉副委員長、山村委員、青木委員、栗原委員、米地委員、内田委員、佐久間委員、石黒委員、近藤委員	
	事務局	【子ども家庭部】小林部長、平野副部長 【保育課】奥村課長、山口係長 【教育総務課】柳町課長、関根係長 【子育て支援課】田村係長、安藤	

1 開 会

2 あいさつ（堀委員長）

3 議 事（議長：堀委員長）

（1） 令和6年度認可保育所の利用定員の設定について

（説明）

資料1に沿って説明

（質問）

○今後ちくみ幼稚園が認定こども園に移行することはないのか。

⇒現段階では今後の予定は立っていない。今後ちくみ幼稚園が認定こども園への移行を希望し、埼玉県との協議が整えば移行の可能性もある。

○ちくみ幼稚園の認定こども園化が白紙になった場合、認可保育所を2施設立ち上げて、そこで165人を確保するとあるが、目処は立っているのか。

⇒1施設については、90名定員で希望している事業者から相談がきているが、敷地の確保ができていない状況である。残りの75名については、現段階では、確保できる見込みはなく、調整中である。

（2） 小倉あさひ幼稚園の新制度幼稚園への移行に伴う利用定員の設定について

（説明）

資料2に沿って説明

（質問）

○認可保育所においては、3歳児クラスの入所が厳しい状況である。小倉あさ

ひ幼稚園の3歳児定員を70名より増やすことはないのか。

⇒全年齢の利用定員が210名を超えない範囲であれば、70名以上の受け入れは可能。

○新制度への移行により、利用定員が増えるというわけではないのか。

⇒利用定員の120%を超えた状態が2年間続くと、補助金の金額が下がってしまう。120%を超えない範囲で、なおかつ園の方で保育士や教室の確保ができれば制度上は受け入れ可能。

○新制度幼稚園への移行に伴い「施設拡充」などの条件はあるのか。

⇒従来型幼稚園では、入所の申し込みがあった場合、幼稚園が入所決定していたが、新制度幼稚園では、正当な理由がある場合を除いて、全員受け入れをしなければいけない「応諾義務」が生じる。利用定員を超える場合の申し込みがあった場合については、幼稚園が選考を行うが、正当な方法でどのように選考を行うかというのをあらかじめ市に届け出をする必要がある。また、保育料について、幼稚園で自由に設定ができなくなる。

○新制度幼稚園へ移行後、児童の発達の遅れを理由に、入園を断ることはあるのか。

⇒基本的にすべての児童を受け入れなければならないが、利用定員を超える場合にはこの限りではない。

(堀委員長より)

○保育士は責任が重いわりに給料が安い。都内では、給料を上乗せ支給しているところもある。資格はあるが現場に復帰することをためらわれている人もいるため、待遇改善についても検討していただきたい。

(3) 新設学童保育所整備基本計画(素案)について

(説明)

資料3に沿って説明

(質問)

○ちくみキッズクラブは、ちくみ幼稚園の卒園生しか利用できないのか。

⇒ちくみ幼稚園の卒園生以外も利用可能。

○幼稚園・保育園の運営者に、発達障害のお子さんが利用できる学童保育所を運営していただくことは難しいのか。

⇒学童保育所の事業運営は、保育所の運営より厳しいため、成り手がないの

が現状である。

発達障害のお子さんの受け入れを進めるにあたっては、障がい福祉課などの関係課と協議し、抜本的なところから検討していく必要がある。

○放課後デイサービスについては、障がい福祉課の管轄だが、施設の一覧表や利用方法等について、課をまたいで情報を共有し、保育所や幼稚園の年長のお子さんにご案内してはどうか。

⇒障がい福祉課と情報共有しながら、可能な対応について検討していく。

○待機児童について、何年生が待機しているのか。

⇒待機児童の学年は、施設により違う状況であり、1年生が待機となっている施設もあれば、6年生が待機となっている施設もある。

○定員に空きのある学童保育所が利用できるよう、送迎バス等のサービスは検討はできないか。

⇒過去に検討したことがあるが、費用等の課題が生じた。今後も検討していく。

○利用できる学童保育所の範囲を広げることにはできないか。

⇒検討させていただく。

○足立区では、仕事を定年退職した地域の住民が、放課後、宿題を教えたり、校庭で遊んだりする取組みを小学校ごとに行っているという話を聞いたことがある。学童保育所を整備するのが難しい場合、家に帰宅しなくても、人の目がある場所で安心して遊んだりできるスペースがあれば、学童保育所の待機児童の解消につながるのではないか。

⇒担当部署と連携を図りながら検討していく。

○市内在住で市外の私立小学校に通われているお子さんも学童保育所の申請は可能か。

⇒可能である。この場合、通所する学童保育所については、市で指定させていただいている。

○アンケートの自由記載欄に「広い部屋が欲しい」「広い庭、運動ができるスペース・グラウンドが欲しい」とあるが、学童保育所として小学校の校庭や体育館を利用して遊ぶことは出来ないのか。

⇒校庭や体育館を利用している施設もある。今後も学校と協議して、環境の整備に努めていく。

(山村委員より)

○私は八條北小学校の校長であるが、子どもは学校にいたとしても学童保育所にいたとしても同じ子どもである。学童保育所から要望があれば、本校だけでなく、どこの学校もできる限りのことはしているはずである。

ただ、体育館については、エアコンが設置されていない学校もある。それに代わる対応として、エアコンが効いている教室を開放したこともある。

(意見)

○草加市にある「ひこうせん（放課後デイサービス）」を参考に、障がい福祉課と子育て支援課とで、発達障害のお子さんが利用できる学童保育所の可能性について検討から始めていただきたい。

○放課後デイサービスについて、何歳まで受け入れしてもらえるかなど、分かりやすい施設の一覧などがあると良い。

○学童保育所に入となり、待機児童となってしまう。新たな学童保育所を新設するのは別所していても、下の学年の児童が入所してきて定員に達すると、上の学年の児童が退所に、既存の学童保育所の定員や運営の見直しも行ってほしい。

4 その他

(1) 「こどもまんなか応援サポーター」への就任について

(2) (仮称) 第3期八潮市子ども・子育て支援事業計画の策定に伴うニーズ調査について

(3) やわた子育てひろばの移転について

(4) 新庁舎における利用者支援事業の開始について

(5) 次回の審議会の開催予定について

(説明)

資料4に沿って説明

(質問・意見)

なし

(内田委員より)

○その他の事項とは違う内容となるが、私は認可外保育施設事業者の代表として参加している。認可保育所については、職員への処遇改善補助金が交付されることとなった。この処遇改善補助金の趣旨は、保育士の確保を目的とするものである。しかし、認可保育所にのみ処遇改善補助金が交付されるとなると、保育士が認可保育所を希望することにより、認可外保育施設における

保育士の確保が困難になるため、認可外保育施設についても処遇改善補助金の交付について検討いただきたい。

※認可外保育事業者の代表として、認可外保育施設の保育士への処遇改善補助金の交付要望があったが、今回の会議の内容とは関連性がないことから、市からの回答はしていない。

5 閉 会